

### 第3節 動員計画

担当：防災部

第2章第3節

町の地域内において災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

#### 1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸奥湾に津波注意報が発表されたとき</li> <li>2 町内で震度4の地震を感じたとき</li> <li>3 町長が特にこの配備を指示したとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災安全課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。</li> <li>2 関係課は、各種情報収集に努め、防災安全課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係課及び災害応急対策要員が対処する。</li> <li>2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。</li> </ol>
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内で震度5弱、5強の地震を感じたとき</li> <li>2 陸奥湾に津波警報が発表されたとき</li> <li>3 町長が特にこの配備を指示したとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。</li> <li>2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各課及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。</li> <li>2 休日等の勤務時間外は、各課及び各出先機関の災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</li> <li>2 陸奥湾に大津波警報が発表されたとき</li> <li>3 町長が特にこの配備を指示したとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が対処する。</li> <li>2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。</li> </ol>

注 1.「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。

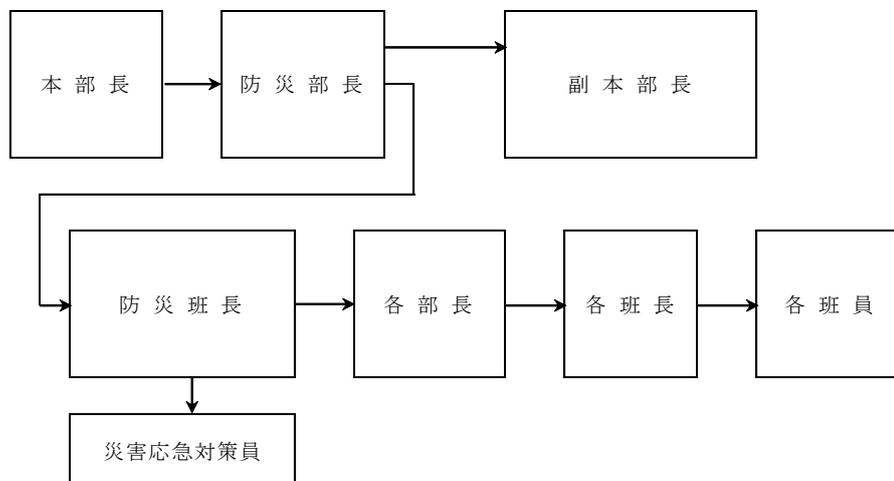
(総務課、防災安全課、建設環境課、農林水産課、水道課、学校教育課)

2.「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

## 2 職員の動員

### (1) 動員の方法

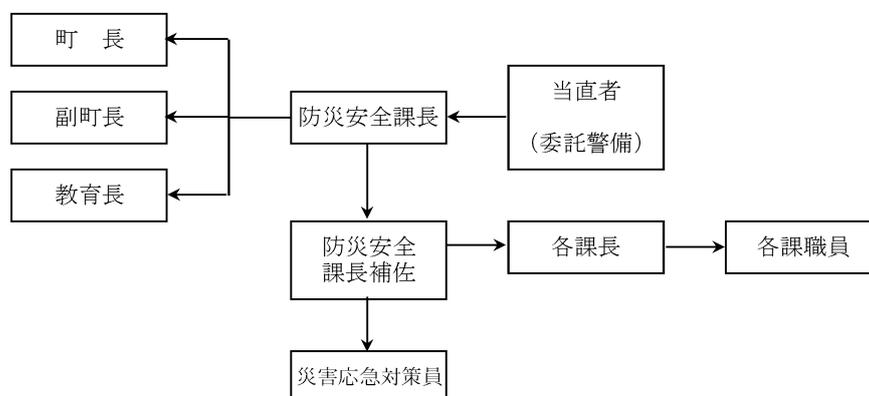
- ア. 職員の動員は、災害対応初動マニュアルに基づき、次の連絡系統により行うものとする。  
なお、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。



- イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。  
ウ. 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、防災部長に応援職員の配置を求めることができる。  
エ. 防災部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

### (2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



- ※町長への連絡は必ず町長本人とし、町長が不在のため連絡が取れない場合は、防災安全課長にその旨を報告する。

### **(3) 勤務時間外における職員の心得**

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対応初動マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。

イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（部長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

### **(4) 業務継続性の確保**

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

### **(5) 複合災害対策**

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施することとする。